# 衛生だより

奈 井 江 町 奈 井 江 町 衛 生 協 力 会 平成 3 0 年 5 月 1 5 日

### ◆犬の散歩について

- ★必ずリード(引き綱)を付けましょう。
- ★リードは2m以内にしてしっかりと持ち、

いつでも犬の動きを制御できるようにしましょう。

★ビニール袋やトイレットペーパーなどを持ち、散歩中に したフンは飼い主が必ず持ち帰りましょう。又、水を入れた

ペットボトルなどを持ち歩き、尿(マーキング)を洗い流すなどの配慮をしましょう。

#### 【持ち帰ったフンはトイレに流すなどして処分して下さい。】

- ★冬期間は、早朝に道路の除雪が入る場合があります。重大な事故を防ぐためにも、 早朝に犬の散歩をする際には、除雪車に近づかないようにしましょう。
- ★登録の鑑札を付けていると、犬が逃げた際に飼い主を特定することが出来ます。 必ず首輪には登録の鑑札を付けましょう。

## ◆ 狂犬病予防注射について

毎年4月~6月は、「狂犬病予防注射月間」です。 飼い犬については狂犬病予防法により、①市町村に犬の 登録をすること。②毎年狂犬病予防注射を受けさせること。 ③鑑札と注射済票を付けること。が義務付けられています。



#### 【法律には罰則があり違反すると、なんと 20 万円以下の罰金!】

『狂犬病』は、効果的な治療法はなく、ヒトも動物も発症するとほぼ100%死亡する病気です。またヒトへの感染原因の多くは、犬による咬傷です。しかし、予防注射をしっかりと飼い犬に受けさせることにより、発症を効果的に予防できます。

奈井江町では、6月4日(月)・5日(火)の2日間で「狂犬病予防集合注射」を実施いたしますので、ぜひご利用ください。

(役場 まちなみ課管財環境係)

裏面の「平成30年度狂犬病予防注射について」もご覧下さい